

野田市庁舎広告付案内板設置事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称 野田市庁舎広告付案内板設置事業

(2) 設置場所

野田市鶴奉7番地の1

野田市庁舎1階正面玄関ホール及び東口玄関

(3) 事業内容

野田市庁舎内2カ所に、市内公共施設案内地図及び庁内案内図、行政情報並びに、民間企業等の広告を記載した広告付案内板を事業者が作成し設置する。併せて設置事業者は、広告付案内板上に民間企業等の広告主を募集し、広告付案内板に広告を掲載できるものとし、当該広告の掲載に伴う広告掲載料を野田市に納付する。

(4) 設置期間

野田市が指定した場所に設置した日から5年間とする。

2 広告付案内板の仕様

次に掲げる仕様と同等以上とする。

(1) 広告付案内板本体の仕様

① 正面玄関(1台)

縦(高さ)2,100mm×横(幅)4,000mm×奥行700mmを上限に作成し、可動式とすること。

東口玄関(1台)

縦(高さ)1,900mm×横(幅)1,100mm×奥行600mmを上限に作成し、可動式とすること。

※東口玄関設置案内板については、庁内案内図のみ

② 広告付案内板の外枠は電気亜鉛メッキ鋼板加工、エンドユニットはメタリック焼付け塗装と同程度の仕様を施すこと。

③ 地図枠、広告枠・行政情報モニター枠、庁内案内枠で構成すること。また、表示については、多様な来庁者(高齢者・障がい者等)の利用を想定し、工夫や配慮をすること。

④ 地図と案内図、広告部分の表示面はインクジェット透過シート又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形、あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。

⑤ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

⑥ 転倒による事故防止策を十分に講じるとともに、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。また、撤去時(一時移動時を含み、特に電源工事箇所については安全性に配慮すること)の際は現状復帰をするものとし、かかる費用については事業者が負担するものとする。

⑦ 照明の光源は、8:00~20:00まで点灯とし、他の時間はタイマー機能等により自動で電源管理が可能なものとする。

⑧ 電気使用量を把握できるよう、メーター等を設置すること。

(2) 地図枠の仕様

① 地図枠に関しては、野田市内全域と市役所周辺等の地図を原則として構成

すること。また、公共施設や災害時の避難場所等、野田市が指定する情報を分かりやすく表示すること。

- ② 地図内の施設情報には、ピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインに配慮したものとし、また、色覚障がい者に配慮した配色等を採用すること。
- ③ 国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること。
- ④ 携帯電話・スマートフォンによるQRコードの読み取り等により地図情報、公共施設、ルート案内を表示できること。
- ⑤ 地図の掲載内容は、野田市の要望を反映できるよう事前に打合せを行うこと。
- ⑥ 地図の掲載内容の更新は、年1回以上行うこと。ただし、変更がない場合はその限りでない。

(3) 広告枠の仕様

- ① 広告を掲載できる者及び広告内容等は、「野田市広告掲載取扱要綱」に定めるところによる。
- ② 広告を掲載しようとするときは、その都度定める期限までに広告物の出力見本を提出することとし、野田市において内容審査後、結果を通知する。このとき、野田市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。
- ③ 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、野田市は一切の責任及び負担を負わない。
- ④ 野田市は、広告主又は広告内容が野田市広告掲載取扱要綱の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが、適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。
- ⑤ 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と地図枠上の位置がみつけやすくなるよう座標表示、番号等を一致させること。
- ⑥ 公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこととし、広告に関する一切の責任は、広告付案内板を設置する事業者にある旨の記載を行うこと。

(4) モニター枠の仕様

- ① モニターの大きさは、42インチ程度とするものとする。
- ② 掲載する行政情報の制作に伴う研修を実施すること。
- ③ 行政情報は、市のPR情報に加え災害等の緊急情報を流せる仕様とすること。
- ④ 音声は通常はOFFとするが、音量調整機能があるものとする。

3 庁舎の使用形態等について

- (1) 当事業の実施に当たり、選定された事業者は野田市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る協定を締結するものとする。
- (2) 野田市庁舎広告付案内板の設置に当たっては、野田市財産規則（平成25年3月29日規則第22号）に基づく使用許可を受けること。
- (3) 事業者は、物件の光源等に使用する電気料について実費を負担すること。また、電源確保のための工事費は事業者が負担すること。
- (4) 事業者は、設置場所が有する広告価値を利用する対価として、野田市に広

告掲載料を支払うこと。

4 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令、野田市広告掲載取扱要綱を遵守し、それらに明記されていない細部の事項については、野田市の指示に従うこと。
- (2) 事業者は広告付案内板が破損・汚損・紛失等した場合は、事業者の費用と責任において、速やかに適切な措置を講ずること。